

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市輸送・交通基本計画」に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

（1）輸送対象者

輸送の対象者は本市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、市実行委員会が必要と認めた者

（2）輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

（3）輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に支障が生じる場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送交通業務の内容

（1）輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

市実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

市実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関・団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

市実行委員会は、参加人数、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

市実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

市実行委員会は、広域配宿によって都城市以外に所在するホテル等を宿舎として利用する選手・監督、役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

市実行委員会は、同一競技が都城市と都城市以外の会場地で行われる場合、関係会場地市町実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

市実行委員会は、一般観覧者を安全、円滑かつ効率的に輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

市実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降所を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

市実行委員会は、県実行委員会と協議の上、選手・監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

市実行委員会は、必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上バス・タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

市実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

市実行委員会は、各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

市実行委員会は、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺、駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

市実行委員会は、輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

市実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 民間駐車場への迷惑駐車防止

市実行委員会は、競技会場周辺等の民間駐車場への迷惑駐車を防止するため、民間施設所有者等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

カ 指定駐車場の確保及び開設

市実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

キ 指定駐車場の管理及び運営

市実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

ク 駐車許可証の交付

市実行委員会は、特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営に努める。

ケ 交通環境整備

市実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して、公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止、民間駐車場への迷惑駐車防止、自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

コ 道路機能の保全

市実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など、必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。